

技術戦略検討部会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 技術開発ワーキング・グループ（スマート IoT 推進フォーラム）規約第12条に基づき、技術戦略検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 部会は、IoT・ビッグデータ（BD）・人工知能（AI）等に関する技術の開発・実証、標準化及び国際展開に関する技術戦略等の検討を行うことを目的とする。

（運営）

第3条 部会は、座長の指名に基づき部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の活動を取りまとめ、これをスマート IoT 推進委員会に報告する。
- 3 部会には、部会長代理を置くことができ、部会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長不在時において、その業務を代行する。
- 5 部会長は、部会に、個別のテーマに関する検討を行う分科会を設置することが出来る。
- 6 その他、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

研究開発・社会実証プロジェクト部会 設置要綱（案）

（設置）

第1条 技術開発 WG（スマート IoT 推進フォーラム）規約第12条に基づき、研究開発・社会実証プロジェクト部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 部会は、IoT・ビッグデータ（BD）・人工知能（AI）等に関する技術の開発・実証に係るプロジェクトを推進することを目的とする。

（運営）

第3条 部会は、座長の指名に基づき部会長を置く。

- 2 部会長は、部会の活動を取りまとめ、これをスマート IoT 推進委員会に報告する。
- 3 部会には、部会長代理を置くことができ、部会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長不在時において、その業務を代行する。
- 5 部会長は、部会に、個別の研究開発・実証を推進するプロジェクトを設置することが出来る。
- 6 その他、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。